

## 自己資本調達手段に関する契約内容の概要及び詳細（平成 28 年 12 月末）

自己資本調達手段に関して、次頁以降に以下の 5 つの区分に分けて、各契約内容の概要及び詳細を記載しております。

1. 普通株式	2 頁
2. 新株予約権	3 頁～ 8 頁
3. 非支配株主持分	9 頁
4. 優先出資証券	1 0 頁～ 2 3 頁
5. 劣後債務	
その他 Tier 1 資本に係る契約	2 4 頁～ 3 9 頁
Tier 2 資本に係る契約	4 0 頁～ 8 9 頁

### 【「8 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記】

自己資本調達手段のうち、優先出資証券及び劣後債務には、経過措置の適用によりその他 Tier 1 資本または Tier 2 資本に算入された適格旧 Tier 1 資本調達手段及び適格旧 Tier 2 資本調達手段が含まれておりますが、各自己資本調達手段に係る「概要」の「8 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」については、経過措置による算入制限を勘案する前の金額を記載しております。算入制限を勘案した後の金額については、別途開示している「自己資本の構成に関する開示事項（平成 29 年 3 月期第 3 四半期）」において、「適格旧 Tier 1 資本調達手段の額のうちその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額」及び「適格旧 Tier 2 資本調達手段の額のうち Tier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額」として各々の総額が記載されておりますので、そちらをご参照ください。

※ 本資料は、自己資本比率規制（第 3 の柱）に関する告示に基づき開示するものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。